

土砂等の埋立て等について

船橋市では、**土壌の汚染と災害の発生**を防止するため、土砂条例※により、外部からの土砂等の搬入によって、面積が500平方メートル以上または土量が500立方メートル以上となる埋立てや盛土又は一時堆積（埋立て等）を行う場合には**特定事業の許可が必要**になるなど、**外部からの土砂等の搬入**についての規制があります。

新たな事業で土砂等を搬入し埋立て等を行う計画がある場合には、市役所の**廃棄物指導課**に事前にご相談ください。

※ 正式名称は「船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」です。
現在は平成28年4月1日に改正施行された条例により運用しています。

1. 土壌の汚染防止について

- ✓ **安全基準**（化学的性状）に適合しない土砂等は埋立て等の工事に使用できません。
- ✓ 土砂等を搬入する前に**土壌分析**が必要となります。

2. 災害の発生防止について

- ✓ **構造基準**（高さ・勾配等）に適合しない埋立て等の工事はできません。
- ✓ 施工中も**構造基準**を守らなければなりません。

3. 土地所有者の責任について

- ✓ 搬入した土砂等により土壌汚染や災害が発生した場合、その土砂等を撤去し元に戻すために**莫大な経費と時間**がかかります。
安易に土地を提供しないように、十分ご注意ください。
- ✓ 土砂等の埋立て等に土地を提供するときは、「どこからどれだけの土砂等を持ってくるのか」、「どのように土地を利用するのか」等を確認し、**疑わしい点がある場合は土地を提供しないでください**。
- ✓ **汚染した土砂等や産業廃棄物が混入した土砂等の使用や事前計画と異なる埋立て等**を防止するために、埋立て等の施工中は**定期的に状況を確認**してください。
- ✓ 所有する土地で埋立て等に違反があったときには、**土地所有者の責任**になる場合があります。
- ✓ 所有する土地であっても許可を受けずに埋立て等を行った場合には**罰則**があります。

裏面もご確認ください

土砂条例について

① 許可が必要な場合

搬入土により**500平方メートル以上の面積**または**500立方メートル以上の土量**で埋立て等を行う場合に許可が必要です。

- ※ 許可が必要な埋立て等のことを**特定事業**といいます。
- ※ 農地転用許可や開発許可を受ける必要がある場合も、**特定事業の許可が別途必要**です。
- ※ 1年以内に隣接する場所で更に埋立て等を行う場合は、両方の面積又は土量を合算します。合算して許可が必要な条件に該当した場合は、**両方あわせて許可**をとる必要があります。
- ※ 許可が不要な場合であっても、**確認のために届出**をいただくことがありますので、土砂を搬入して埋立て等を行う計画がある場合は、市役所の**廃棄物指導課**に事前にご相談ください。

② 土砂等とは

建設工事などで発生した土砂や法令の許可等を受けた場所で採取した山砂・川砂・海砂等のことを土砂等といいます。

- ※ **安全基準**に適合しないものは使用できません。
- ※ がれき類などの廃棄物が混入しているものは、土砂等ではありません。搬入した場合は廃棄物の不法投棄になりますので注意してください。



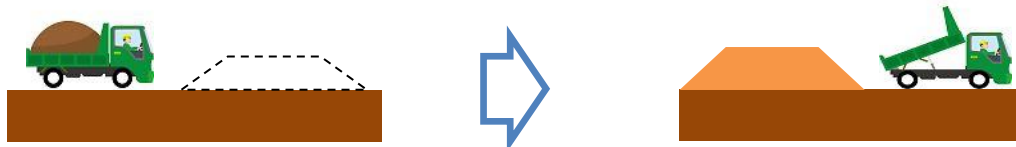
③ 埋立て等とは

土砂条例では**埋立て・盛土・一時堆積**を総称して埋立て等といいます。

埋立てとは：土砂等の搬入により、土地を平らにする行為。



盛土とは：土砂等の搬入により、土地を盛り上げる行為。



一時堆積とは：土砂等を一時的に搬入し、更に他の場所へ搬出する行為



<お問合せ先>

船橋市環境部廃棄物指導課（市役所本庁舎 4F）

TEL : 047-436-2443 FAX : 047-436-2448

E-mail : haikibutsu@city.funabashi.lg.jp